

瑞穂市選挙管理委員会では、若者の投票行動と意識を探り、今後の選挙啓発活動等の参考とするため、「若い有権者の意識調査」を実施いたしました。

今回の調査は、対象者を満20歳以上25歳未満の大学生を対象に実施いたしました。

調査方法は、今年7月11日に執行されました参議院議員通常選挙について、直接筆記をお願いしました。

本調査の実施にあたり、ご協力をいただきました大学生の皆様には、厚くお礼申し上げます。



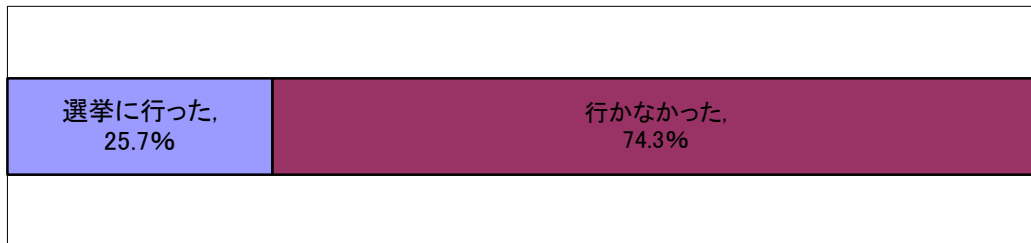
みんなの大切な一票だよ
投票に行こうね

選挙に関する意識アンケート集計表

Q1 男 80人 女 33人 計 113人

Q2 お住まいの市町村（選挙をされる市町村） 瑞穂市 34人
県内 35人 ・ 県外 37人 ・ 未記入 7人

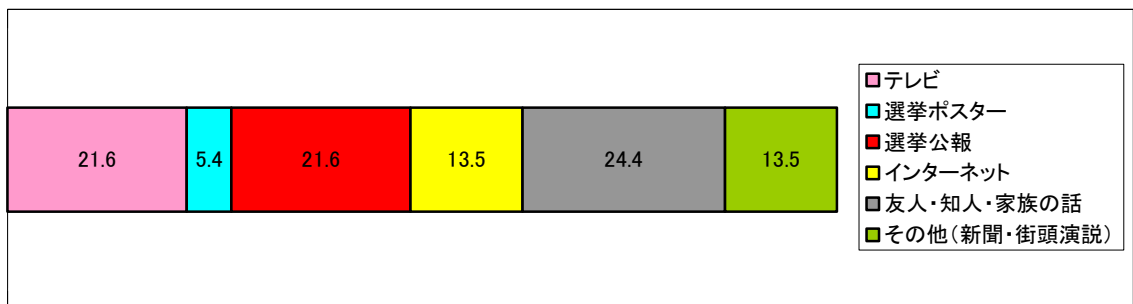
Q3 7月11日の参議院議員通常選挙について、選挙に行きましたか？



選挙があるごとに投票率の低さが話題となり、特に若者の投票率が低いと言われていますが、アンケート結果を見ても、やはり**投票率が低い**ことがわかりますが、一方で、期日前投票者数は、全体で3,673人と、前回の2,923人を約750人上回りました。

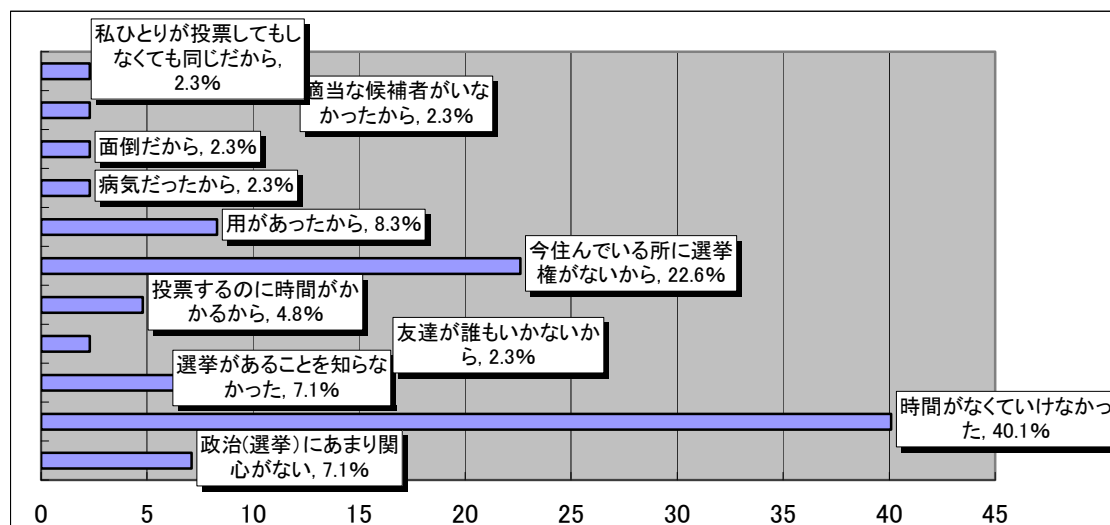
Q4 行った方にお尋ねします。（複数回答可）

政党や候補者を選ぶ際に、何を一番参考にしましたか？ （%）



Q5 行かなかった方についてお尋ねします。（複数回答可）

行かなかった理由についてお聞かせください。 84人

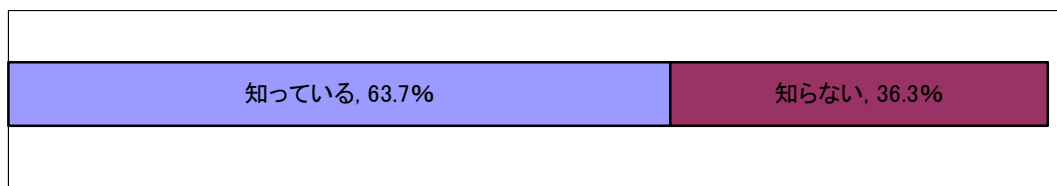


アンケートの結果によると、投票しなかった理由としては、「時間がないでいけなかったから」に次いで「今住んでいる所に選挙権がないから」「用があったから」の割合が高くなっています。

投票日の前に投票できる期日前投票制度の理解と普及が必要です。

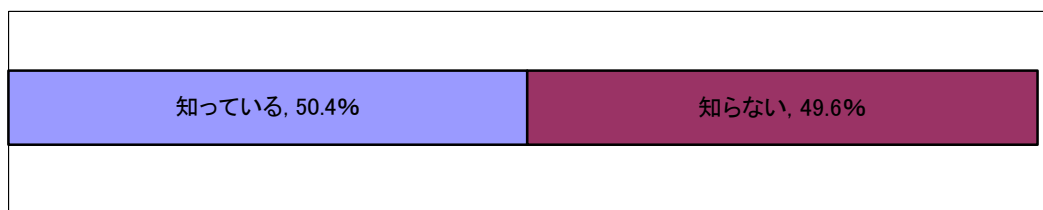
「政治(選挙)にあまり関心がない」という意見には「投票しても政治や暮らしが良くなるわけではないから」、「誰が当選しても政治は変わらない」という考え方が影響していると思われますが、議会は話し合いと多数決によって意思決定をする機関ですから、誰が議員になるかによって、その決定は異なってきますし、知事や市長も誰がなるかで行政の進め方は変わります。

Q6 期日前投票制度を知っていますか？



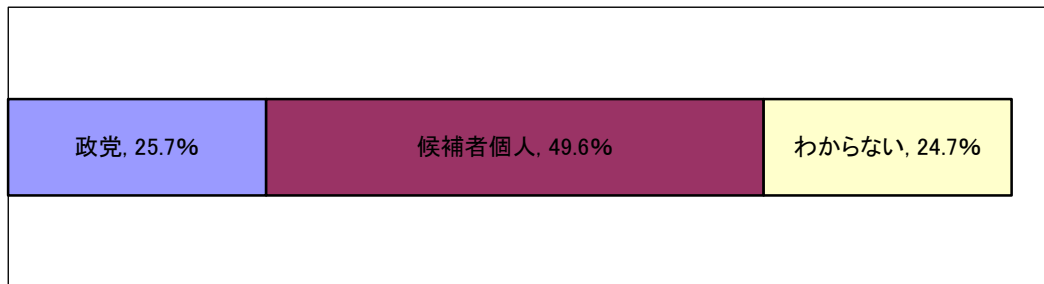
「投票日に旅行が重なっちゃった。用がある。だから選挙に行けない。」そういう方には、投票日の前に投票を行うことができる「**期日前投票制度**」があります。

Q7 不在者投票制度を知っていますか？



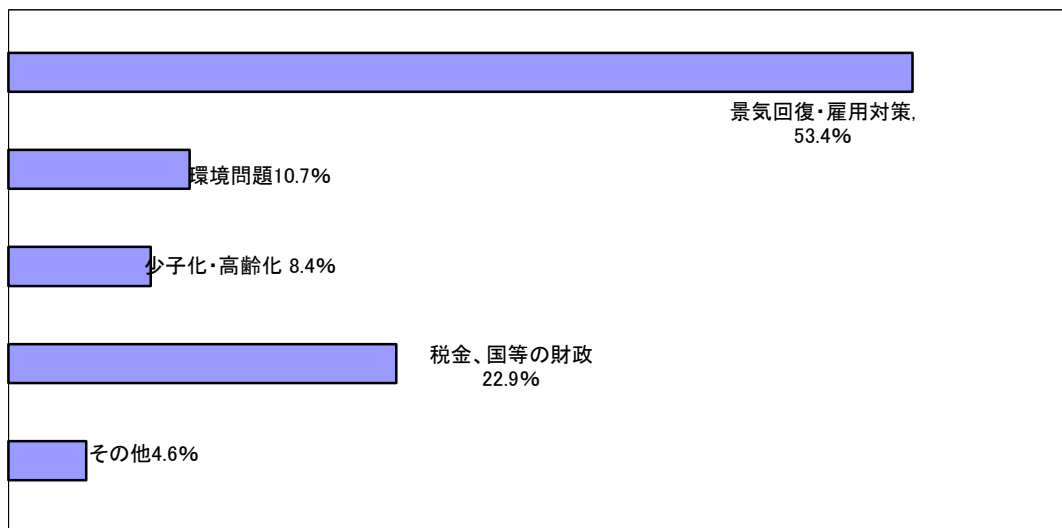
旅行などで滞在中の場所や入院中の病院などで不在者投票を行う方法もあります。

Q8 投票するなら、何を重要視しますか？



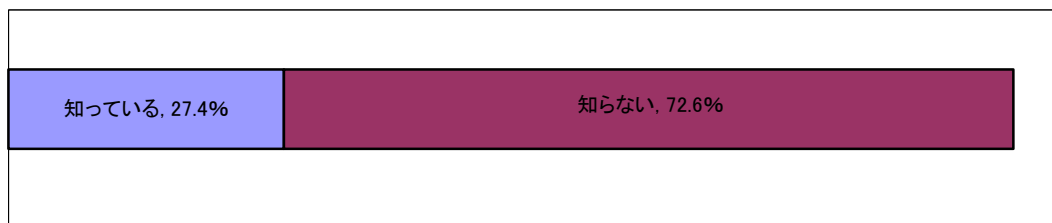
誰が立候補しているかは、ポスター掲示場に貼られている候補者のポスターを見たり、また、候補者が行う個人演説会や街頭演説で話を聞いたり、選挙管理委員会の発行する選挙公報に候補者の政策が書かれています。

Q9 今あなたが一番関心があることは？。(複数回答可)



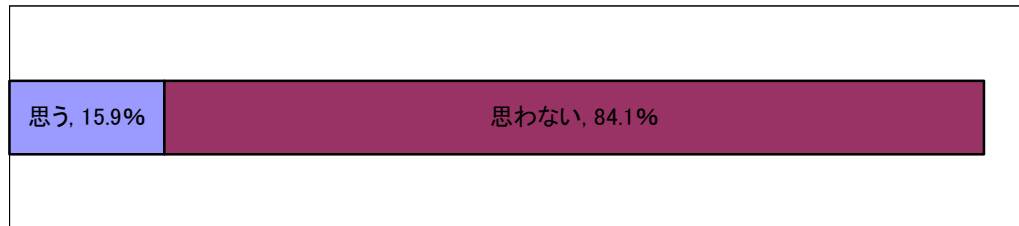
※ その他（米軍基地問題、国会議員の削減と公共事業の地方への全委託、外国人参政権教育、中国に対する対策、改憲など）

Q10 投票立会人を知っていますか？

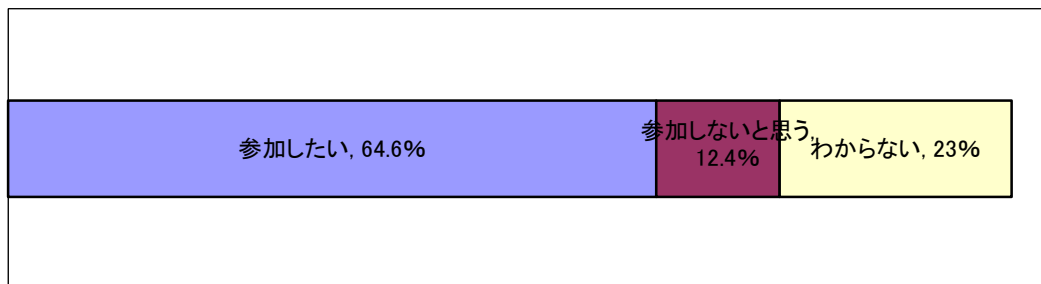


投票事務の執行に立ち会い、公正に行われるよう監視します。
具体的には、投票手続きの立ち会いや投票箱の送致・立ち会いなどを行います。その人数は、2人以上5人以下(期日前投票立会人は2人)です。

Q11 機会があれば、投票立会人(期日前投票)をやりたいと思いますか？



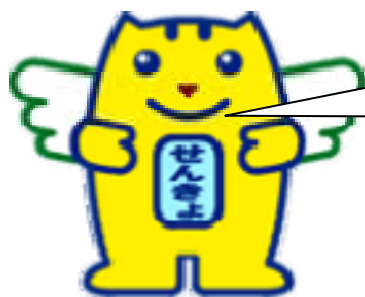
Q12 今後の選挙について、参加しますか？



平成23年4月予定の統一地方選挙では、若者の投票率向上に少し期待がもてます。

その他、お気づきの点、ご意見がございましたら自由にお書きください。

- ・投票場所の駐車場が少なかったと思います。
- ・国民が政治に参加するには、義務制にしなければやらない。
- ・何のために選挙をして決めるのですか？
- ・良いと思う人がいたら投票しに行くが、いなかったら行かないかもしれない。
- ・大学等で投票可能としていただきたい。投票率、関心は上がると思います。
- ・投票率が低いのは好ましいことではありませんが、選挙権は権利ですから仕方がないと思います。制度上、難しいとは思いますが、供託金を他の先進国並みに引き下げて立候補者の裾野を広げていく必要があると思います。選挙期間中にインターネットの更新を認めるべきです。
- ・20歳になってはじめて選挙会場に行ったが、全く説明がなく、選挙の仕方が分かりにくかった。
- ・テレビ・ポスター等で「選挙に行こう」と言うけど、誰にも入れない、入れたくないというのいいのではと思います。
- ・選挙ポスターを貼るのではなく、広告を活用して選挙活動を広めたらいいと思います。。



クイズあるから
見てね

選挙に関する クイズに挑戦しよう！

「投票日」に仕事やレジャー等の用事があり投票に行けない場合は、選挙の公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで、市役所で期日前投票ができますが、投票できる時間はどれでしょうか？

- ① 7:00～20:00
- ② 8:30～17:00
- ③ 8:30～20:00

答え③

問い合わせ先

選挙管理委員会

TEL:058-327-4111

FAX:058-327-7414

soumu@city.mizuho.lg.jp